

入 札 の 公 告

次のとおり制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 8 年 5 月 1 2 日

白老町長 大 塩 英 男



1 入札に付する事項

- (1) 工事の名称 令和 8 年度施行 敷生橋橋梁修繕工事
- (2) 工事の場所 白老郡白老町字竹浦
- (3) 工事の期間 令和 8 年 議決の翌日から令和 9 年 2 月 1 9 日まで
- (4) 予 定 価 格 8 4, 5 1 3, 0 0 0 円（消費税を含む）
本工事は、「週休 2 日工事」の対象工事である。
- (5) 工 事 概 要 橋梁修繕工事 橋長 L = 1 0 8. 5 0 m
（詳細については閲覧図書による）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は、単体又は 2 者以上の特定建設工事共同企業体とし、以下の要件をすべて満たしていること。

(1) 代表者の要件

- ア 白老町競争入札参加資格者名簿に登録されている「土木工事」の A ランクに格付けされている者であること。
- イ 入札の日までの間に、白老町競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- ウ 白老町内に本店、又は本社を有していること。
- エ 平成 2 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間において、官公庁（国、地方公共団体公社又は事業団等）が発注した、橋梁架設工事若しくは橋梁保全工事における単体有資格業者、又は共同企業体に係る工事の実績を有する者であること。
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 2 0 % 以上とする。
- オ 監理技術者又は工事担当予定者は、エに該当する工事担当経験を有し、ウに規定する本店又は本社に勤務する者とする。

カ 会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が不健全な者でないこと。

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

（2）代表者以外の構成員の要件

ア 白老町競争入札参加資格者名簿の登録がなされており、かつ、白老町内に建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）第3条第1項に規定する本店・又は本社を有していること。

イ 代表者以外の構成員は、業法の工事の種類で土木工事の許可を有し、土木工事のBランク以上に格付けされている者であること。

ウ 入札の日までの間に、白老町競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が不健全な者でないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

（3）特定建設工事共同企業体の要件

ア 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

イ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として入札に参加する者でないこと。

ウ 代表者は出資比率が構成員中最大であること。

3 入札の参加申請

（1）申請書類

本工事の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を持参して提出しなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 類似工事施工実績書

ウ 類似工事等の施工を証する以下の書面

（ア） 類似工事等に係る契約書の写し又は工事实績証明書

（イ） 共同企業体により施工したものについては協定書の写し

（ウ） 施工概要が判断できる書面等の写し

エ 配置予定現場代理人及び配置予定技術者の調書（国家資格者証の写し添付）

オ 特定建設業の写し（代表者）

カ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

キ 経営事項審査結果通知書の写し

ク 返信用封筒（表に申請者の住所・氏名を記載、簡易書留料金を加えた料金の切手を貼った長3号の封筒）

ケ その他、町長が必要と認める書類

(2) 提出期間

令和8年5月12日（火）から令和8年5月18日（月）までの（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

(3) 提出場所

白老町 会計課 契約管財係

(4) 提出方法

持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された申請書類は、返却しない。

ウ 提出された申請書類は、無断で他に使用しない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が、前記2に掲げる資格を基本として工事实施能力等の審査を行い、その結果を令和8年5月21日（木）までに書面により通知する。

5 入札参加資格がないと認められたものに対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められたものは、休日を除く令和8年5月26日（火）正午までに書面により、入札参加資格がないと認められなかった理由についての説明を求めることができる。

なお、書面は白老町会計課契約管財係に持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

(2) (1)の理由の説明は、令和8年5月28日（木）の指定の時間に、白老町会計課契約管財係において直接回答する。（原則として、この回答以後の質問は受け付けない。）

6 契約条項示す場所

白老町 会計課 契約管財係

7 入札執行の場所等

(1) 入札場所 白老町役場 第2会議室

(2) 入札日時 令和8年6月4日（木） 10時00分

(3) その他 入札時に工事積算内訳書を提出する。(様式は任意とする)

8 郵便等による入札

- (1) 郵便による入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。
- (3) メールやファクシミリ等による入札は認めない。

9 入札書記載金額

落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を持って落札価格とするので、入札参加者は、消費税等にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、白老町契約に関する規則(昭和43年規則第4号以下「規則」という。)の定めるところによる。

1.1 設計図書の開覧等

(1) 入札参加希望者は、次の期間に設計図書等を開覧することができる。

ア 開覧期間

令和8年5月12日(火)から令和8年6月2日(火)までの休日を除く
毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

イ 開覧場所 白老町 都市整備部 建設課 土木事業係

(2) 入札参加者は、審査結果通知書に記載されたパスワードにて白老町ホームページよりダウンロードするものとする。

ア ダウンロード期間

令和8年5月21日(木)から令和8年6月2日(火)まで

1.2 設計図書等に関する質疑

(1) 設計図書等に関する質疑は、書面により持参提出する。

ア 受付期間

令和8年5月21日(木)から令和8年6月1日(月)までの休日を除く
毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)とする。

イ 受付場所 白老町 都市整備部 建設課 土木事業係

(2) 質疑に対する回答は、令和8年6月2日(火)建設課において指定の時間に書面により回答する。

1.3 支払条件

- (1) 前払金 契約金額の4割を上限とし支払う。
- (2) 中間払 以下の要件をすべて満たしている場合に限り、2割までの範囲で支払う。
 - ア 工期の2分の1を経過していること。
 - イ 履行報告書により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (3) 部分払 なし

1.4 契約書作成の要否

契約の締結については必要とする。また、本工事が地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号に規定する議会の議決を要する場合は、白老町議会において議決後工事請負契約を締結するものとし、それまでの間、仮契約を締結する。

なお、落札業者は、議会の議決を得られないために本契約出来ない場合において生じる一切の損害について賠償を請求出来ないものとする。

1.5 分別解体等の実施の義務付け

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事の場合は、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を見積もった上で入札を行うこと。

1.6 その他

- (1) 開札時において、前記2に規定する資格を有しない者のした入札、その他この公告に定める入札に関する条件に違反する入札、また白老町契約に関する規則、競争入札心得等の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札が公正に執行することができないなど特別の事情があると認められるときは、入札を延期又は中止する場合もある。
- (3) その他入札に関して不明な点は、白老町 会計課 契約管財係に照会すること。